

平成30年8月16日

各市町村保健医療主管課長 様

大阪府健康医療部保健医療室長

風しんの届出数の増加に伴う注意喚起について

日ごろより本府感染症対策の推進に御協力いただき御礼申し上げます。

この度、平成30年8月14日付け健感発0814第3号にて、厚生労働省健康局結核感染症課長より別添のとおり通知がありました。

これまでも御対応いただいておりますが、下記の点に御留意の上、今後も引き続き、風しんに対する一層の対策の実施をお願いいたします。

つきましては、貴市町村関係部局への周知方よろしくをお願いいたします。

記

- 1 発熱や発しんを呈する患者を診察した際は、風しんにかかっている可能性を念頭に置き、最近の海外渡航歴及び国内旅行歴を聴取し、風しんの罹患歴及び予防接種歴を確認するなど、風しんを意識した診療を行うよう周知すること。
- 2 特に30代から50代の男性のうち、明らかに風しんにかかったことがある、風しんの予防接種を受けたことがある又は風しんに対する抗体が陽性であると確認ができていない者を除いた者に対して、任意で風しんの予防接種を受けることについて、検討いただくよう、周知を図ること。
- 3 妊婦への感染を防止するため、特に
  - ① 妊婦の夫、子ども及びその他の同居家族
  - ② 10代後半から40代の女性（特に妊娠希望者又は妊娠する可能性の高い者）のうち、明らかに風しんにかかったことがある、風しんの予防接種を受けたことがある又は風しんに対する抗体が陽性であると確認ができていない者を除いた者に対して、任意で風しんの予防接種を受けることについて、検討いただくよう、周知を図ること。

【参考】

- 国立感染症研究所「感染症発生動向調査（IDWR）（平成30年8月8日時点）」  
<https://www.niid.go.jp/niid//images/idsc/disease/rubella/2018pdf/rube18-31.pdf>
- 厚生労働省「風しんとは」  
[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekkaaku-kanse/nshou/rubella/](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaaku-kanse/nshou/rubella/)
- 大阪府「平成30年度感染症法関係通知」  
<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/30tsuchi.html>

大阪府健康医療部保健医療室  
医療対策課 感染症グループ  
河原・折井・瀧井  
TEL 06-6944-9157 (ダイヤル)  
FAX 06-6941-9323